

議案第 88 号

財産の譲与について（払川集落センター）

次のとおり財産を譲与したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 11 月 21 日提出

南あわじ市長 守 本 憲 弘

記

- 1 財産の名称 払川集落センター
- 2 財産の所在 南あわじ市灘払川 49 番地 2
- 3 財産の種類及び数量
建物
 (1) 本体施設 ア 構造 鉄骨造 2 階建
 イ 床面積 173 m²
- 4 譲与の相手方
 所在 南あわじ市灘払川 74
 名称 払川自治会
 会長 XXXXXXXXXX
- 5 譲与の理由
 払川自治会の地域集会施設として利用するため
- 6 譲与の時期 令和 7 年 4 月 1 日

位置図・現況写真（払川集落センター）



